

福岡県ユニバーサルツーリズム推進事業費補助金に係るQ & A

No.	質問	回答
補助事業の内容		
1	法人所在地は福岡県外だが、観光施設の所在地が福岡県内の場合も対象となるか？	補助事業を実施する観光施設の所在地が福岡県内（北九州市・福岡市を除く）であれば、対象となります。
2	北九州市と福岡市の観光施設を対象外としている理由はなぜか？	県の宿泊税を活用した補助制度であるため、政令市を除く県域を対象としています。
3	民間のみでなく公共の施設でも対象となるか？	自治体が管理・運営する施設は補助対象外となります。
4	公共の施設の管理・運営について民間に指定管理している場合は対象となるか？	民間事業者指定管理している施設は対象となります。
5	補助対象となる観光施設とは、交付要綱別表1に記載の施設のみであるのか？	対象となる施設は、観光客が利用する施設であり、観光地への誘客に直接つながる施設としています。 対象となるかわからない場合は、県までご相談ください。
補助対象経費		
5	補助対象経費は税込か？	消費税及び地方消費税相当額は含みません。ただし交付要綱第8条第3項の各号に規定する者は、消費税等を補助対象経費に含めることができます。
6	ユニバーサルデザイン化の整備に資する内容かわからない。	バリアフリー法や建築設計標準の基準等を踏まえているかを判断基準としております。申請書類のうち、「建築物移動等円滑化基準チェックリスト」に整備内容が該当するか確認ください。また、チェックリストのいずれにも該当しない場合であっても、ユニバーサルデザイン化に資すると判断できる場合もございます。ご不明な点は県までご相談ください。
申請手続き		
7	各種申請様式はどこで入手するか？	福岡県のHP (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/universal-tourism-kankou-2026.html) からダウンロードしてください。
8	メールでの申請も可能か？	電子メールに必要書類を添付いただき申請することは可能です。ただし原本が必要な書類については別途ご郵送ください。

9	営業許可証や宗教法人規則の住所や代表者名が古いままだが、これで大丈夫か？	当該許可・規則を所管する機関で、記載内容の変更手続きを行い、変更後の書類をご提出ください。なお、変更手続きに時間を要する場合は、現在の許可証等とあわせて、変更内容が確認できる公的書類（登記事項証明書等）の提出に替えることも可能です。
10	県外に本社所在地（住所）があり、県内に観光施設を有する場合、納税証明書はどこに申請すれば良いか？	博多県税事務所へ申請してください。本社所在地が県内の場合は、県内いずれの県税事務所でも申請可能です。